

岐阜県と県内市町村からの  
重要なお知らせです

# 個人住民税は 給与からの特別徴収が必要です！

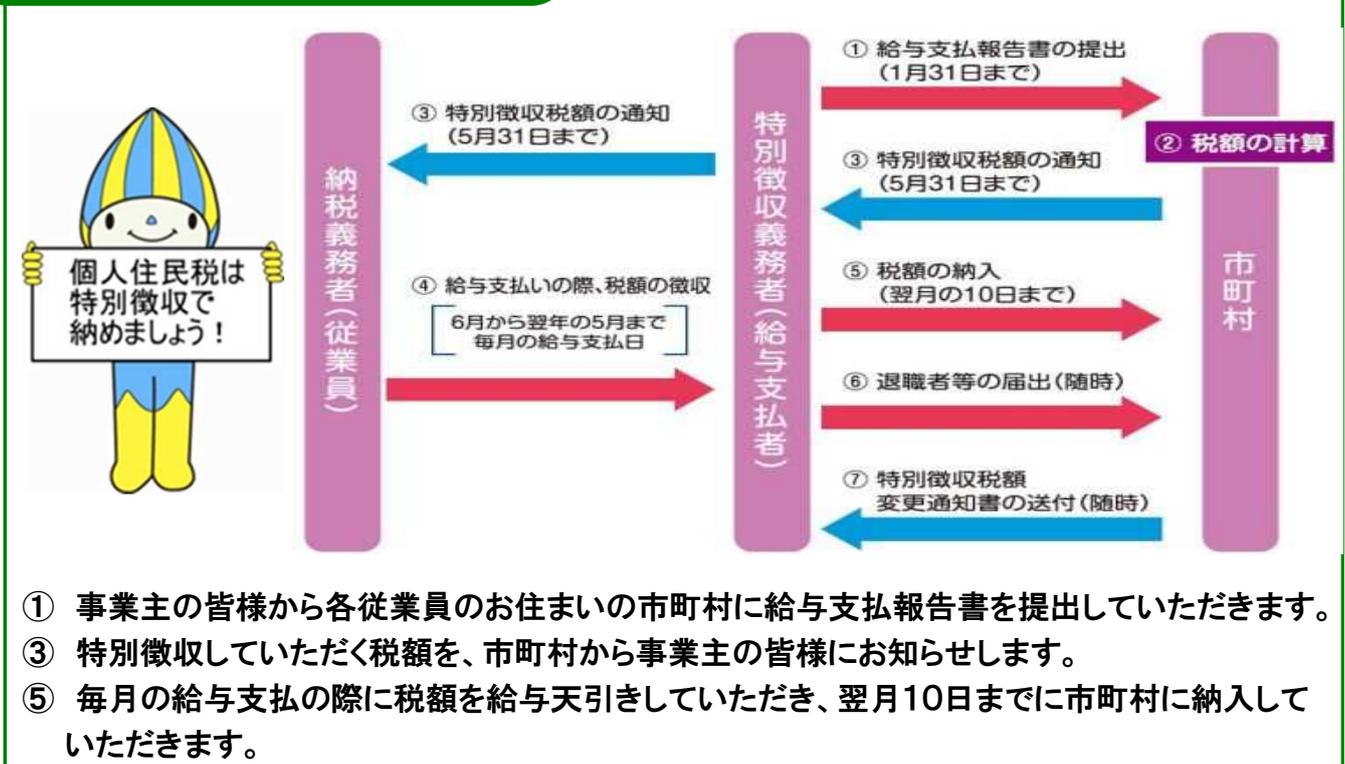
## 個人住民税の特別徴収とは

特別徴収は  
法律上の  
義務です

○個人住民税の特別徴収とは、事業主の方(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同様に従業員の方(納税義務者)の毎月の給与から個人住民税を天引きして納入する制度です。(税額は市町村からお知らせしますので税額計算は不要です。)

○法律により、個人住民税は特別徴収によって納めることが原則となっています。所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)は、特別徴収義務者として、全ての従業員について個人住民税を特別徴収していただく必要があります。(地方税法第321条の4)

## 特別徴収による納税のしくみ



### 【お問合せ先】

○特別徴収制度に関するお問い合わせ  
岐阜県総務部税務課 徴収指導係  
TEL:058-272-1111(内線2194)

○特別徴収に関する具体的な事務手続き  
山県市役所 税務課 市民税係  
TEL:0581-22-6822(直通)